

# 禊教独立前史

——教祖直門坂田鐵安の活動——

荻原 稔

## 一 はじめに

教派神道の一つである「禊教」は、明治二十七年十月に「神道（本局）」からの分離独立と管長の設置を許可された。その初代管長となった坂田安治（一八四七～一九〇〇）は、教祖井上正鐵（一七九〇～一八四九）の直門坂田鐵安（一八二〇～一八九〇）の子であった。本稿は、生涯かけて禊教の伝道と組織化を進めていった坂田鐵安のライフストーリーを跡付けながら、幕末に起こった民衆教化の活動の一つが、公的な地位を獲得していく過程を見て行きたい。それは幕府のもとでの禁制を潜り抜けて、ようやく明治に至って布教公認を得た後も、揺れる宗教行政と同門の思惑の狭間で、より確かな教団体制の樹立こそが使命であるとしてきた神道家の生涯であり、明治神道史の一側面をなす教派神道成立期の一つの状況でもある。

坂田鐵安は、江戸近郊の上層農民の家に生まれて、父とともに正鐵に入門し、幕府による取締の際にも脱落することなく、師の没後には、自らも取締を受けたことを契機に、白川家家来の身分で伝道活動に従事しつつ教団を組織した。そして、明治前期には井上門中を統一した教団であった「吐善加美講」とその後身の組織が内紛の調整に終始していることから、正鐵を祭神とする「井上神社」の建立を期に、自らの門人たちを率いて離脱して「神道禊派」を立ち上げ、のちに「禊教」として独立を認められる基礎を築いた。そして「教祖」井上正鐵に次ぐ、「開祖」として崇敬されているのである。

## 二 坂田鐵安の出自と井上正鐵との出会い

坂田鐵安は、文政三年（一八二〇）十二月十一日に、武蔵国足立郡保木間村に生まれた。保木間村は現在の東京都

足立区の中央部に位置し、『新編武蔵国風土記稿』には「民戸二百二十…見沼代用水を以て田地にそそげり、村の西の方に日光街道かかれり」とある、比較的水利のよい稲作中心の平野部の農村であった。その中でも坂田家は、「西の旦那」と呼ばれて、「一町屋敷」といわれる屋敷構えを持つ上層農民であり、代々「権左衛門」を名乗って、江戸中期頃からは名主も勤めていた。武蔵七党のひとつである丹氏に発するとされ、保木間に定住してから鐵安の代で十代目であった。八代目重治は病弱で独身であったため、姉の子である正安を養子としていたのであるが、正安の兄の村越正久が井上正鐵の門人となったことから、姻戚関係を通路にして坂田家の人々へと正鐵の影響が入ってきたのである<sup>(1)</sup>。

鐵安(幼名、慶次郎)が生まれた時、父の正安は十九歳で、まだ養祖父の重治も存命であった。母は同じ保木間村の分家の出身で由宇という。四歳の時には、重治が没し、父が九代目当主を継いだ。鐵安が幼い頃の事績はわからないが、上層農民としての基礎教養を身に付けた上で、特に数学を好み、和算の関流小泉寧夫の門人となって、二十二歳の天保十二年九月には隣村の伊興村潤之宮(氷川神社)に算額を奉納するまでになっている<sup>(2)</sup>。

その算額を奉納する準備をしていた頃の天保十一年四月

に、のちに師となる井上正鐵(二七九〇～一八四九)が隣村の梅田村神明社の神主となり、家族や数人の門人と一緒に移り住んできて布教を始めた。この神明社は、『新編武蔵国風土記稿』の梅田村の項には、「神明社、吉田家の配下朝日出羽の持なり」とある。この出羽の子と思われる朝日左近より宮、屋敷、畑、竹林などを三十両で譲り受けたのであった。

正鐵の教えの中心である「祓修行」は、指導者の鈴のリズムに合わせて、誠心誠意に「とほかみえみため」という祓詞を長時間大声で唱え、「突く息、引く息も出兼ねる」状態の中で、「喜びの涙」溢れる「信心」(≡「誠の心」という境地に至る行法である。また、「永世の伝」という静的な深呼吸の行もあり、「息は身体の根元にて、命の元」であるから、「息正しければ、心正しく、行ひ正し」とされ<sup>(3)</sup>、呼吸の調整によって生命の根源に気付かせて精神性を高め、生活の倫理性を確実にしようとするものである)。

正鐵はまず、近隣の農村への布教の手がかりとして、村の指導者である有力農民層への浸透を目指したようである。なかでも、足立郡、葛飾郡に広い地縁血縁を持つ下木下川村名主の村越正久を布教の嚆矢とし、梅田村から徒歩で二時間はかかる村越本家(通称、梅屋敷)の堀へと釣りに出掛けたといわれている。釣りをしながら正久への接近の機

会を待ち、果樹の手入れから人々の教化の話に及び、心服した正久が神明社に参籠して得道したのが天保十一年七月、八月であった。<sup>(4)</sup>坂田正安、慶次郎父子にとつては、兄であり、伯父にあたる人物である。二人は、この村越正久の手引きで入門して、翌十二年の二、三月に得道したのであった。<sup>(5)</sup>

### 三 正鐵の遠島と道統の継承

鐵安父子が得道して、わずか八か月後の十一月二十八日には、寺社奉行の命により取締を受け、正鐵夫妻と、高弟三浦隼人夫妻が捕らえられた。そして、隼人は獄死し、年内に女性二人は帰れたものの、正鐵は翌天保十三年二月まで拘束された。(天保第一の法難)そして、帰村後の二月二十日には神明社の本殿に籠って、二十箇条の問答からなる『唯一問答書』を執筆して教義書としてまとめ、また自らの弁明書として寺社奉行に提出したのであった。しかし、十一月二十八日には再び捕らえられて入牢し、天保十四年二月九日には遠島を申し付けられて、五月二十五日に三宅島に向けて出船している。(天保第二の法難)

こうした二回にわたる取締を目の当たりにして、門中には動揺して離れていった者もあったようだが、鐵安の師への敬慕は揺るがなかった。三宅島に流される正鐵を深川万年橋の御船手役所で見送り、嘉永二年(一八四九)二

月十八日に六十歳で正鐵が没するまでの約六年間は、手紙や物資を送っては教示を受けて師弟の絆を堅くし、本土の直門の最若手として求道に励んだのであった。

そうした坂田親子に宛てた書簡は、正鐵の遺文を明治後期に集成した『井上正鐵翁遺訓集』には、十三通ほどが収録されている。<sup>(6)</sup>門中における坂田家の位置からして、実数はもっと多いはずであるが、安政元年に自宅が火災に遭っているため、その時に多くが焼失したのであろう。だから、『井上正鐵翁遺訓集』に収録されている書簡は、早くから写本が作られていたものと思われ、重要な教義上のテーマに言及したものが多し。たとえば、巻五「産霊之種」(八十八様・権左衛門様「正安」宛)には、

前生の産霊により、十人は十人、百人は百人ながら氣質同じからず、善悪と分り候へ共、此土へ生れ候には産霊の種悪敷候間、善といへども其元悪にて、悪は猶更の事にて御座候。然るを御信心御得道の節、能種を頂き候産霊の神の神徳御座候間、朝夕怠りなく御修行候へば、自ら尊く御座候、併し乍ら、前生の産霊の悪敷種にて造り候身躰に御座候間、追々解脱をなし修行候へば、天の神と同躰に成申候事にて御座候。

として、「前生の産霊」による「悪敷き種」で作った身体を、「信心得道」による「能き種」によって解脱をすれば

「天の神と同体」となるという教えが説かれている。また、その他にも巻六「梨子」(信殿「鐵安」宛)では、「必々名形ちに迷ふべからず」として、初学の人にとつては言葉や形式を用いるより知らせようがないものの、真義はさらに「妙」「神変不思議」にあるという教えを説いている。その一方で、「なんにもなし、なしの種から花咲いて實となりあがるあじわいは、なんとといほふか、いひよがなひ、うまひく、おまへもひとつおあがりまし、わしがたべかけを、くひかけはあまりぶれいとおもへども、なんにもなしのあじわひのよさ、うまひく、あんばいよし、おほくの人にふるまひて、よろこばせんがわしやうれし。なんでうれしひ、わしやしらん。」という飄逸な文も添えられている。

また、正鐵の遠島後の比較的早い時期と思われる巻三「農家之長」(坂田様宛)には、鐵安の青年らしい悩みに対して答えた書簡がある。

誰が修行出来候ても、皆々役に立不申候。其故は杉山先生がよろしく候とも、自分行ひ出来不申ば、楽しみ申さず、野澤先生にもせよ、誰にもせよ、近くば我妻が出来候ても、我思ふま、には成り不申候。われは是は何物ぞと思はゞ、父母の身を分けて我身とし、父母は天地神明の分身なれば、此身天照らす太神の実はへと思ひたまはゞ、何用ありて只今生来りしぞと思召さ

ば、農家の長と申候は天命にあらずや。然らば天の命の計ひを勤候事、一大事に御座候。

と語りかけ、高弟たちの誰かと優劣を思っても仕方がない、「此身天照らす太神の実はへ」との自覚のもとに、誇りを持つて「農家の長」であれと述べた親身な教示であった。

そうした一方で、当時の門中の動揺と緊張を伝える書簡もある。弘化元年の頃、正安は体調を崩し、その病氣平癒の祈祷のためであるうか、日蓮宗の信仰に凝りだしていた。そうした正安に対しては、

此節、日蓮宗御信心のよし承り候。夫は大迷ひ、いよく御病氣つのみ可申候。祖師日蓮上人は實に難有候へども、もはや末法に相成申候間、一向其伝へを失ひ申候。上人も末法にはたすからぬと御申候。かく心がさんらん被成候ては、いよく御心中なやましく氣血をとゞめ、御病氣も募り可申候。(巻五「迷之御論」(九月十五日)

と厳しく諭す一方で、鐵安に対しては、同じ日に書いた書簡(巻二「金剛心」)において、親の命を背いても神の命に背くなど励ましているのである。

四命と申事、第一神の命、次に君の命、次に師の命、次に親の命に御座候。法の事は神の命にて御座候。止事なく捨る時は、此四ツのもの、うち何れをか捨ん。

師、親、君三つを捨ん。神の命は捨べからず、師、親、君の命を捨ざる也、是唯一成事を知る。必らず題目など一口も唱ふべからず。大勇を出し金剛心にて父を道引玉ふべし…御親父様御腹立、御勸氣を受候ともくるしからず…。

さらに、そうした信仰上のことだけでなく、「保木間御主人、兎角御持病よろしからず御こまりのよし…秀三方へ御出候て御療治之事申上候処、秀三思召に叶ひ不申候に付一方へ療治御頼度の由…」<sup>(7)</sup>ともあつて、病気の治療にあつても、門中の医師の中でも杉山秀三を嫌つて安西一方に受診するなど、主だつた門中とも齟齬が起きていた。だが、その背景には、正鐵の妻男也が、高弟杉山秀三に身分上も信仰上も依存するような様子があつて、留守を守る指導体制にゆるみがあり、正鐵も懸念していたのである<sup>(8)</sup>。

そうした状況をふまえ、門中の秩序の回復と、在島の長期化への対応として、本土の門中の教団組織の確立についての指示〔遺訓集〕巻三「法止之伝」が、弘化二年（一八四五）の春に出された。そこでは、安西男也を名代とし、十三人の「初産霊」と十人の「法中御世話御目付」が任命されて席次が定められた。この時の「法中御世話御目付」の末席に見える「坂田」は、鐵安であろう。

そうした弘化二年春の指示と、鐵安の努力の成果とし

て、弘化二年六月五日と推定される書簡（巻六「我家之花見」）には、先に示された「四恩、四命の事、能々御合点参り候様寛申候。」と述べたあと、「鐵安主しの孝心にめで、」の詞書のあとに「ち、は、とともに我家の花見かな」一句が詠まれており、鐵安が正安に忠告して日蓮宗信心をやめさせたようである。さらに、弘化三年の春頃と推定される巻六「后之月」には、

御尊父様御大病に相成候処、貴様御孝心の至り、神明加護あつて御快気の趣、委細に承り、扱々難有き御事に御座候。少子においても、よろこびのあまり、難有感涙をひたし候。日頃の御修行、御孝心行届、神明感応有之候事にて、かよふに一度御利益の手ごたへ致し候へば、此後は何事も行ひ安く候。此所を古人も関を越など申、白隠も関鎖など申候も此事にて御座候。此関越されぬものに御座候。依之、此度初産霊御伝可申候。男也、秀三兩人へ申遣し候。御取次可申候。

とあり、正安の病氣も快方に向かい、揺るがずに師の命を守つて「利益の手ごたえ」を得るという「関」を越えたことにより「初産霊」を許す旨が伝えられたのである。

しかし、「初産霊」を許されるということは、非合法の宗教の指導者となることでもあり、名主も勤める名家の跡取りとしては、かなりのリスクを覚悟しなければならぬ

こともあり、ためらいのあとを見せてもいる。その年の五月二十日の巻四「我計ヒ」には、

初産霊の御伝申入候処、御親父様御快気之上、御頂戴被成度之段、一ト通りは尤のやうニ御座候得ども、やはり己れに善悪を考へはからひにて、神のまに／＼と申こゝろ失ひ申候。又四命の事、未碇と御引受出来兼候様覚へ申候。産霊の御伝、御請候ハ、又御親父様御介抱ニもいかなる徳有之候や知れ不申、またおのれをたのミ、神明の法をかるしめ玉ふやう当り申候。唐人も、朝に道を聞て夕べに死すとも可也と申候。一刻も早く、一時も延すべからず、御親父様全快の上など思召候は、計らひにて御座候。御計らひ有之候ては、神明の徳もへだゝり申候やうニ存候。能々御相続可被成候。いまだ私のはからひになり、不思議と申事の心をうしなひ申候。不思議は善悪を思はず候を、不思議と申事にて御座候。我が念を捨るを、神変不思議と申事にて御座候。

とあり、父の病の完治を待つて受けたいとする鐵安に対して、即刻に伝授を受けるようにとの論しが表示されている。またすでに弘化二年春に産霊を許されていた伯父の村越正久への手紙（巻六「法子出生」弘化三年閏五月）には、産霊の御傳の上は法子御取立の外に修行無御座候。法

子多く御座なく候へば、其徳厚く成と申事無之候。：  
保木間慶次郎殿とも御相談、御法子御出生御待申候。

とあるので、伯父にも励まされつつ迷いを乗り越え、指導者たる「初産霊」の伝授を受けたのは、弘化三年秋くらいではないかと思われる。その後も、師の厚い信頼を受けて指導者としても奥義を探求しつつ、修行の境地を深めていったようである。しかし、嘉永二年（一八四九）二月十八日に、井上正鐵が三宅島で没し、書簡や物資の動きが止まると、門中の活動も滞っていったようである。

#### 四 白川家家来としての活動

師の没後、五年間ほどの沈黙が続いたが、江戸払に処せられて諸国を放浪していた直門の三浦知善（二七九八―一八五六）が、安政の初年に江戸近郊へと戻り、坂田家を頼って保木間村に住みついた。そして、かつての門中の家々を巡って「被修行」の再興を説き、ついに梅田村神明社での修行を復興させたのである。（安政の復興）しかし、一、二年たつて活動もようやく緒についた安政三年（一八五六）二月には五十九歳で没した。<sup>(9)</sup>これによって、ふたたび門中の活動が盛んになり、多くの教師たちが活動を再開したのであったが、坂田家においても、正安が安政四年十一月に上京し、白川家に入門して神拝式の伝授を受け、その帰路

の翌五年には、ある門中の故郷である山城国に伝道をして  
いる。<sup>(10)</sup>またこの時期には教線の拡大とともに、野澤鐵教が  
上州平塚河岸で『中臣祓詔略解』の講義をしたり、村越守  
一による初めての正鐵の伝記『神祇道中興井上正鐵靈神記』  
が執筆されるなど、初期の教学的な成果も現れている。<sup>(11)</sup>

しかし、そうした門中の盛隆の一方で、幕府の取締の手  
は二十年経っても緩んではいなかった。文久二年（一八六二）  
三月九日には、主だった門中の指導者二十六人が寺社奉行  
に召し出される三回目の取締を蒙り、そのとき四十三歳で  
あった鐵安も捕らえられたのである。（文久の法難）正安は  
布教のため旅行中で、帰郷後に出頭したが、四月十三日に  
は「新義異流之道を信仰し諸人を教候段不届」として、正  
安、鐵安はじめ六人が所払いを申し渡された。その後しば  
らくの間、正安は親類の家を渡り歩き、鐵安は隣村竹ノ塚  
村に仮住まいしていたのであった。

ところが、五月になると、正安は左内、鐵安は左京と改  
名して白川家の御内人となっている。<sup>(12)</sup>こうした、思い切っ  
た転身ができたのも、鐵安の子安治（後の禊教初代管長）が  
すでに安政六年六月に元服して、代官より保木間村名主に  
任命されており、坂田家の村の中の地位が保全されてい  
たためであろうし、白川家からは、正鐵以来の江戸執役  
所との関係と坂田父子の働きが評価されたのだと思われ

る。だが、鐵安が前妻と死別したあとに再婚した妻は、わ  
ずか一、二年でこの頃に離縁しているが、妻自身や実家が  
門中の理解者ではなく、信仰上の理由によってこうした取  
締にあうことを受け入れられなかったのであろう。鐵安は  
若い頃、「農家の長」として生涯を送らなければならぬ  
悩みを正鐵に書き送って指導を受けたが、この取締によっ  
て、思いがけず、かねて念願の神道の伝道に専従すること  
になったのであった。

取締直後の文久二年五月に御内人となった鐵安は、翌三  
年五月には上京して神拝式を授かり、風折烏帽子と浄衣の  
着用を免許された。<sup>(13)</sup>そして、八月十四日には、同門伊藤要  
人とともにまた参殿し、九月五日には京を出立して江戸へ  
と帰り、再婚している。

この頃の京都は尊王攘夷を唱える浪士たちが多く集まっ  
て治安が悪化したり、將軍が上洛するなど騒然としていた  
が、鐵安と祐像が白川家に参殿した四日後にも、尊攘派の  
三条実美らが、公武合体派によって追放される「八月十八  
日の政変」が起こっており、緊張した状況を目の当たりに  
したことであろう。なお、この時期にしばしば行動を共に  
している伊藤要人は、鐵安より十四歳ほど年長で、幕府の  
密偵から転向して熱心な門中になり、故郷の信州伊那を拠  
点にして、遠く岡山にまでも伝道していた人物である。こ

の人も、鐵安と同じく、白川家の家来という身分で活動していたのである。

その翌年の元治元年二月にも、要人とともに上京したが、すぐ江戸に戻ったようで、五月には二十歳になった息子の安治の禊修行を行い、その終了後すぐに上京して六月一日には到着している。慶応に改元される翌元治二年の正月には父の正安も上京して、正鐵の十七回忌のあたつての赦免を願ひ出ており、四月上旬には白川家より武家伝奏へ書面が提出されたものの、政情不安のその時期に具体的な対応が取られた様子もない。ともあれ親子で伊勢参宮をしたあと、六月には江戸へ戻り、十一月に安治の婚礼を行っている。

翌慶応二年の六月には妻を伴つて上京しているが、この道中からと思われる手紙からは、甲府や小淵沢周辺の村で修行座を立てながら旅をしていることがわかり、この頃がのちに甲斐分院や巨摩分院などに発展する門中の草創期だったようである。その時も飯田の伊藤家にも立ち寄つてから、京都に向かっている。このように、文久二年の取締以降の数年というものは、京都と江戸の往来に費やしつづ、自らの再婚、息子の修行と結婚といった坂田家にとつての重要事項と、「白川家御内人」という身分での公務と伝道を精力的に両立させているのであった。

## 五 明治前期における公認と動搖

明治二年（一八六九）二月十九日には、大赦の伝達があつて、文久二年以来の所払いを許され、公式に自宅に戻れることとなり、すでに二月九日には正鐵夫妻の赦免も伝達されていて、布教の公認が次の課題となつてきた。三年三月付けで、鐵安が教旨の説明のために宣教使の担当官への取次を依頼した書簡もある<sup>(16)</sup>。

さて、東京遷都に伴い、白川家は明治二年三月二十六日に東京へと移住してきたが、四日後には主な門中たちが挨拶に参館し、金十両を献上している。その後も、鐵安は年賀と中元の挨拶には参り、時節の食品を献上しているが、自宅で取れたブドウや栗などを持参してもおり、農民らしい心遣いがしのばれる<sup>(17)</sup>。そして、明治四年八月八日には、手当として金二十五両を下賜されて、白川家家来の身分を離れている<sup>(18)</sup>。

こうした頃に、鐵安は「神道女教院」の担当となつたようである。この「神道女教院」の詳細は未解明であるが、三池藩主であつた立花種恭が下谷西町の下屋敷に女子教育を主眼として設置したものであつた。はじめ国学者たちが担当していたが、すぐに振るわなくなり、祓修行と説教で教導の実を挙げている坂田鐵安に運営が委託されたらしい<sup>(19)</sup>。

以来この場所が坂田師の教会の中心地となり、後には井上神社や禊教本院が置かれて、「西町の教会」と通称されることとなったのである。

明治五年（一八七二）三月には教部省が置かれ、翌月に教導職制度が設置された。これにより門中の教師が、教導職に補任されて公的に布教が可能になる体制がはつきりした。こうした中で、鐵安以外の教師にも布教公認への動きが現れてきたが、叔父である村越守一の門人で下野国芳賀郡小宅村の亀岡八幡宮神主であった東宮千別がその代表格であった。<sup>20</sup>そして、明治五年（一八七二）五月三日、東宮は門人の小川実、大武知康とともに公認の申請を出し、八月二十二日に「吐菩加美講（とほかみこう）」という名称で教部省より布教の許可がなされたのである。

さて、そうして「吐菩加美講」として公認されて、井上門中を統一する教団が発足したといっても、従来どおりにそれぞれのグループで活動しようとする傾向が強く神拝式や教義を統一したり、祭典を合同で斎行しようとしても困難が多かった。そうした寄合所帯の問題点が現れてくる中で、鐵安は自分の指導下の門中をまとめて、「吐菩加美講」に籍を置きつつも、七年には「惟神教会」にも二重に所属する状態をとり、安治も八年には熊谷県勸業掛などの公職を辞めて教導職に専従して、事態の変化に備えていたので

ある。そして、明治九年十月には、部下の教導職を一元的に管理することを主眼として、「黒住派」と「修成派」に特立と管長設置が認められ、広域に展開する教会が目指す方向のモデルが現われたのであった。

そして、十年三月に開かれた「身禊講社」（吐菩加美講の後身）取締員の協議の結果、「禊教社」と改称するとともに、主な教会を主宰する有力教師が、それぞれ「禊教社長」と称することを認めることとなり、単一組織への志向から、連合体としての性格を追認する方向へ変化してきた。この明治十年代初頭は、井上門中にとって記念碑的な事業が次々に企画された時期であったが、その主導的な立場をめぐる様々な駆け引きがなされていたらしい。そうした中で、鐵安は連合体へとどまらずに独立を目指した準備を進めていったのである。

明治十一年の正鐵の遺骨の改葬の際には、男也の帰幽や遺族の意向などによって谷中墓地への大規模な改葬計画が急遽頓挫し、鐵安門下の地方教会からの寄付金も宙に浮くといった齟齬をきたした。<sup>21</sup>そうした中で、明治十二年八月十八日には鐵安が申請の筆頭人となり「井上正鐵靈社建立祭祀之儀願」を東京府知事に提出した。これは、

井上正鐵靈社建立祭祀之儀願

故井上正鐵在世中 皇国神道之衰微を嘆き、禊教之蘊

奥を探明し徒弟を教育し、爾來門徒諸国に蔓延し、即今奉教の者既に数万人に及び候は、畢竟布教其宜得候と、門徒一同不堪感銘候、就ては為報恩今般下谷西町二番地、女教院并惟神教会禊社共有地内に一社を造立し、井上神社と称し、永世如在世之祭典相當み衆庶參拜為致度、依之永続之方法書相添門徒連署奉願候也

とあり、「下谷西町二番地、女教院并惟神教会禊社共有地」に建立するという自らのイニシアチブによる単独事業として、改葬の際のような井上門中各派の共同事業の性格を持たせていなかった。そのため、十二月十二日には許可を受けて、翌十三年四月には竣工するという早業であり、無格社とはいえ神社として祭祀することで教会とは違った公的な性格を獲得したのである。

また同時に、八月十八日に井上神社の建立の願をした直後の八月二十一日には、鐵安は「吐苦加美講」の後身である「禊教事務局」からの離脱を通告して「惟神教会」の専属となり、「惟神教会禊社」<sup>(22)</sup>となった。こうした行動の背景には、この時期にはすでに正鐵の妻男也（明治十一年没）をはじめ、高弟の本莊宗秀（明治六年没）、野沢鐵教（明治八年没）、杉山秀三（明治十一年没）らもすでに亡く、鐵安が独自の行動をとっても、もはや年長の上位者に礼を失はないという状況があったであろう。このように井上門中の

統一教団の維持には見切りをつけて、「井上神社」の創建を中心として、自派の教会の組織作りを進めて独立への基礎固めを図っていったのだった。

## 六 「禊派」の分離独立と管長設置まで

明治十五年三月二十四日には、「神道」管長より「神道禊教長」を命じられているが、直後に「神道大社教」所轄に転じた。そして、五月十五日に「禊社派名公称願」を内務卿へ提出した。それには、

禊社派名公称願

東京府下下谷区下谷西町二番地 禊社

右當禊教之義者開祖井上正鐵ヨリ相承、従來神道禊教ト相唱、明治七年已來惟神教会ニ合併シ、惟神教会禊社ト呼称致居候處、先般神道大社派所轄依頼仕候得共、當禊教者禊事ヲ専トシ教旨之異ナル所有之ニ付、取締上之都合ニ固リ、尔後神道大社派管長所轄神道禊派ト相唱度候間、派名公称之義、御許可被下度、此段奉願候也<sup>(23)</sup>

とあるが、一時期「神道大社教」に所属したのは、「教旨之異ナル」ことを強調したこの「神道禊派」との公称許可申請のためであったようである。そして六月十日には、管長を置かないまま「神道禊派」との公称を認められるとい

う異例の半独立状態の許可を内務省より受け、「神道」管長の管理下に戻っている。<sup>(24)</sup>こうして、井上門中の中でも独自の地歩を築くことができたのである。

こうした、教団組織の確立により権少教主に補せられて、公に認められるところとなり、十六年と十七年の一月には拝賀を仰せ付けられ、宮中に参内した。そして、明治二十二年（一八八九）十二月十一日の七十歳の祝宴では、各界の人から寄せられた『祝宴歌集』が配付された。翌明治二十三年一月には定期刊行物として月刊誌の『小戸廻中瀬』の刊行が開始されたが、この頃までに、教典として『仮名古事記』『大祓詞略註』『神道唯一問答書略註』が揃い、『御大祭要略』『神道禊派葬祭略式』『婚姻例』『祝詞作例』といった祭式書もほぼ整って、教学の基礎もできあがったのである。<sup>(25)</sup>また、当時の教団規模は、東京下谷西町の本院のほか、分院・支院として東京に深川、浅草、足立、栃木県に宇都宮、国谷、佐野、栃木、栗野、福島県に会津、喜多方、永井野、雄国、山梨県に甲斐、巨摩、下条、京都府に山城、岐阜県に美濃、東濃、三重県に伊勢、津、静岡県に遠江、群馬県に高崎、茨城県に古河、大宝、千葉県に小南、埼玉県に岩槻の二十六ヶ所、その他に説教所・組として十五ヶ所が認可されていた。<sup>(26)</sup>

このように「神道禊派」の公称を成し遂げて拝賀の榮譽

にも浴し、教団組織と教学の整備も見届けた明治二十三年（一八九〇）二月七日に、鐵安は中風症の発作に見舞われて、三月十八日に七十一歳で逝去した。神道管長よりは大教主に補せられて、可憐道功績大人と諡号をおくられ、瀨江村保木間大乘院内の神道墓地に葬られた。

教団の後継者として父の後を継いだ坂田安治は、ほぼ東日本に偏在する教勢を補うために、垂水正照が結集し、大分県を中心に九州や山口県まで教線を延ばしていた「水穂講」<sup>(27)</sup>を傘下に入れて、鐵安の没後三年目の明治二十六年六月に独立の申請を行なった。そして、神道（本局）とは「教旨ヲ異ニシ、別ニ一教ノ体裁ヲ具シ」たるものと認められ、明治二十七年（一八九四）十月二十日に分離独立と、管長設置の告示がなされたのであった。<sup>(28)</sup>

## 七 まとめ

このように坂田鐵安は、最若手の直門として、正鐵の信頼と期待に応え、家族の問題や取締などの多くの困難を克服しつつ教導に従事してきた。それは、幕末には白川家の家来としての立場を活用することであったし、明治十年代に至っては、宗教行政の動きと門中の動静をつかみながら、旧来の門中の統一を図ることよりも独立にむけた動きを作り上げてきた。そうした坂田鐵安の活動の背景には、井上

門中の天保年間に、井上正鐵によって江戸郊外の梅田村（現在の東京都足立区梅田）で布教活動が始められてから、寺社奉行により三回にわたる取締を受けてきたことで、井上門中は、約三十年間を非合法の宗教集団として秘密裏に道統を維持せざるを得なかったことがある。その中で、直門を中心としたいくつもの有力教師たちごとのまとまりが強まり、全門中の求心力を強めていくシステムを作り上げられなかった。かろうじて、正鐵から名代に指名されていた妻の安西男也を中心として、ゆるい連合体として求心力を何とか持ち続けては来たものの、指導者の世代交代が進む中で、寄合所帯といえる性格を強めて、布教の公認、遺骨の改葬、井上神社の創建などのエポックメイキングな事柄のたびに確執があったのである。

そうした背景の下で、明治五年（一九七二）に教部省によって公認された「吐菩加美講」は、わずか七年後の明治十二年には、のちに平山省齋が組織した大成教の傘下に入った「大成教禊教」の諸教会と、のちに独立して教派神道十三教団の一つとなる「禊教」の大きく二つの教団に分裂したのである。すなわち後者の「禊教」は、井上門中のすべてを統括した教団ではなく、坂田鐵安が指導する「井上門中坂田派」といえる組織であるが、精神的な求心力を「井上神社」に持たせ、組織としては「禊教本院」が一元的に管

理することに成功した。そして、管長設置の神道教派として井上門中を代表する教団となり、その後の展開の中心となる位置を占めたのであった。

#### 註

- (1) 「坂田家系図」（坂田家所蔵）による。坂田実枝子「保木間で十五代四百年」（『竹ノ塚百景』第三十一から三十三号、平成五年）に抄録。
- (2) 須賀源蔵「測之宮の現存算額」（『足立史談』第一二七号、昭和五三年）。
- (3) 正鐵の主著である『唯一問答書』（天保十三年）による。なお、最も早い版本は、明治七年（一八七四）刊である。
- (4) 『教祖井上正鐵大人実伝記』（以下「実伝記」と略）中巻六丁ウ。『井上正鐵真伝記』（以下「真伝記」と略）一卷十三丁ウ。
- (5) 『実伝記』中巻七丁ウ。
- (6) 『井上正鐵遺訓集』（以下「遺訓集」と略）には、巻二「兩乞」「欲之御論」「金剛心」、巻三「農家之長」「海苔之舟」、巻四「我計ヒ」、巻五「産靈之種」「迷之御論」「神之誓」、巻六「三伝」「我家之花見」「后之月」「梨子」がある。そのほかに、宛名はないが巻三「悪敷子御授」別御文は、正安宛と思われ、杉山秀三を嫌って治療を安西一方から受ようとするこへの論しが述べられている。
- (7) 『弘化元年』六月五日付『遺訓集』巻三「無慈悲心」村越正久宛。
- (8) 正鐵も男也に宛てて「木下川へ何事も任せ相談致し申候

よふ申遣し候處、此節、秀三へ任せ候の由、何分わかり兼申候。…身分の處は慥に引受申候者無之候へば、差支御座候事に御座候。然るを秀三引受候と申事、一向分り不申候。秀三へは御門中法の相續の事頼み遣し候。そもじ身分の事は、一向申遣し候事無之候。…只秀三を先生とあがめ、何事も差圖うけ候との事、一向に分り不申候。」〔遺訓集〕卷六「様々の夢」と書いて注意を促していた。

(9) 荻原稔「禊教祖井上正鐵と門人三浦知善」〔江戸期おんな考〕第五号、平成六年。

(10) 現在の「禊教山城教会」(単立)の濫觴である。「坂田管長系譜略」〔天津菅菅〕第二号、明治三十二年。

(11) 荻原稔「井上正鐵直門歌文集」(平成三年、井上正鐵研究会)に所収。

(12) 前掲「坂田管長系譜略」。

(13) 「白川家門人帳」(金光図書館所蔵)による。近藤喜博「白川家門人帳」(昭和四十七年、清水堂、三九〇頁。この「白川家門人帳」ほか、白川家の記録としては、「白川家日記」『白川家武家伝奏職事往来留』が宮内庁書陵部に所蔵されている。「白川家日記」には、日々の職務や来訪者などが詳細に記録されており、「白川家武家伝奏職事往来留」には、京都所司代や武家伝奏などとの往復文書の控えが記録されている。この時期以降、これらの文書の中には、鐵安についての記事がしばしば見られ、特に「日記」に參殿の記録があったり、「往来留」には御定賃錢での伝馬の利用のための給符荷の取り扱ひについての文書が多く残っていることから、京都への発着の状況が確認できるのである。

(14) 伊藤要人祐像については、荻原稔「伊那と岡山の禊教」(平成十年、井上正鐵研究会)に詳しい。

(15) 「神道禊派由緒書」(明治二十六年)に収録されている。

(16) 同右書。

(17) 「白川家日記」(宮内庁書陵部所蔵)。

(18) 前掲「坂田管長系譜略」。

(19) 鐵安の門人であった内山竹次郎の子息内山弓師談。

(20) 荻原稔「神道大成教禊教会本院百五十年小史」(平成十七年)。

(21) 森正康「禊教教団史における一つの画期―井上正鐵の遺骨改葬をめぐって」〔常民文化〕第六号、昭和五十八年。

(22) 「惟神教会」は東京府神道事務分局が結集した講社であり、平山省齋が教会長を務めていた。平山省齋が独自に結集していた「大成教会」が「神道大成派」として特立の後は、そのまま神道本局所属に移行していったものと思われる。なお、井上神社の願書の副題には「禊教総監兼惟神教会長」の名義で平山省齋が署名しており、それは吐菩加美講の後身の身禊講社を指導する「禊教総監」として、東宮師を始めとする後の大成教禊教の諸教会の立場と、「惟神教会長」として坂田師の教会の立場をそれぞれ調整した結果であることを表しているといえよう。双方を兼務している平山省齋という微妙な立場があったからこそ、このような調整が行えたのであろう。推測ではあるが、東宮師の主導で吐菩加美講の公認を受けたことが尾を引いていたので、神社の許可は坂田師に下りるようにし、当時持ち上がったいた谷中の奥津城の祭祀は東宮師を中心に行うという、一種の「住み分け」が行わ

れたのだろう。これは、この時以来、今日に至るまで続いている。

(23) 静岡県磐田市神道大成教唯一禊教会所蔵文書。宇野正人「東海地方における大成教と禊教の展開」(『統都市社会の宗教』昭和五十九年)にも紹介されている。

(24) 『神道禊派教則』は、明治二十三年十月十日に神道管長稲葉正邦より認可を受けている。

(25) 各書の刊行年は、『仮名古事記』(明治七年)、『大祓詞略註』(十五年)、『神道唯一問答書略註』(二十一年)、『御大祭要略』、『神道禊派葬祭略式』(十五年)、『婚姻例』(十九年)、『祝詞作例』(二十一年)である。

(26) 『小戸廻中瀬』第三号(明治二十三年三月)十二頁から十六頁。

(27) 『天津菖蓐』(明治三十一年十一月創刊)にある録事によつて、当時の教団の教師任免などがわかるが、中でも「水穂講」は重要な扱いを受け、代表者の垂水正照は明治三十一年に大教正、教師検定委員に補任されて、禊教内の重要なポストを占めている。

(28) 内務省告示第百二十九号及び百三十号。『公文類聚』第十八編卷四十一(国立公文書館所蔵)。

(都立羽村養護学校特別支援教育コーディネーター)